

議案第63号

寒川町部設置条例の一部改正について

寒川町部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

町民にわかりやすく、かつ、新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町部設置条例の一部を改正する条例

寒川町部設置条例(平成元年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

「都市建設部」  
第1条中 「都市建設部」 を「都市建設部」に改める。  
「拠点づくり部」

第2条都市建設部の項に次の3号を加える。

- (9) ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。
- (10) 田端西地区のまちづくりに関すること。
- (11) 寒川駅周辺整備に関すること。

第2条拠点づくり部の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

寒川町部設置条例新旧対照表

現行	改正案
(設置) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 ～略～ <u>都市建設部</u> <u>拠点づくり部</u>	(設置) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 ～略～ <u>都市建設部</u>
(事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 ～略～ 都市建設部 (1)～(8) (略) (加える)	(事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 ～略～ 都市建設部 (1)～(8) (略) (9) <u>ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u> (10) <u>田端西地区のまちづくりに関すること。</u> (11) <u>寒川駅周辺整備に関すること。</u> (削る)
<u>拠点づくり部</u> (1) <u>ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u> (2) <u>田端西地区のまちづくりに関すること。</u> (3) <u>寒川駅北口地区土地区画整理事業に関すること。</u> ～略～	～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>